

ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！ ～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

ラオスでは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の技術協力事業の一環として、2010年7月から2014年7月までの間、法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1（以下、単に「フェーズ1」という。）が、2014年7月から2018年7月までの間、法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2（以下、単に「フェーズ2」という。）がそれぞれ実施され、関係機関の協力を得て、多くの成果を挙げた。そしてこれらに引き続き、同月11日から、「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が開始された。

小職は、2017年7月1日に、フェーズ2の長期専門家としてラオスに派遣されて活動し、フェーズ2終了後は引き続き、本プロジェクトの長期専門家（チーフアドバイザー）として活動している。

小職は、上記の通りフェーズ2及び本プロジェクトにおける専門家として活動をする中で、本プロジェクトの形成過程にも深く関わってきたことから、本稿では、フェーズ1及びフェーズ2を通じての成果と課題を振り返るとともに、本プロジェクトの形成過程、今後目指す目標や成果等についても報告したい。

なお、フェーズ1及びフェーズ2については、本誌44号「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」及び本誌61号「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！—基礎能力向上から実務能力向上へ—」に掲載されているので、その詳細は同特集を参照されたい。

また、本稿における意見にわたる部分は小職の私見であり、小職の所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 フェーズ2の成果及び残された課題

(1) フェーズ2の概要—目標や活動等

フェーズ2の詳細は前記記事を、また、概要は脚注を参照されたい¹。

¹ 法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2の概要
実施期間 2014年7月～2018年7月（4年間）
実施機関 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学
長期専門家 4名（検事、弁護士、業務調整）
日本側協力機関 法務省、日本弁護士連合会、アドバイザーグループ

フェーズ2に先立つフェーズ1開始時、ラオスでは、十分な法理論に基づかない立法、これに基づく行政及び司法が行われており、また、法理論の理解が不十分、かつ、法理論と実務上の問題の関連付けもほとんど行われていない法学教育・研修が行われていた。そこで、フェーズ1は、これらの課題を解決するために、法理論を踏まえた法学教育・研修の実施及び実務の改善を行うための前提となる法司法分野の人材、組織の基礎的な能力を向上させることを目標として各種活動を実施した。具体的には、実施4機関から選ばれたメンバーが、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3つの各SWG（サブワーキンググループ）にそれぞれ分かれ（2012年から民法典起草SWGも加わった）、各法律の法理論と実務を調査・研究し、その結果をまとめた「モデル教材」を作成し、これを普及する活動を行った。フェーズ1についてはモデル教材の普及活動の遅れなどの問題はあったものの、活動内容、実施体制などを含めてラオス側の評価が非常に高く、早くからプロジェクトの継続を望む声があったこともあり、プロジェクト期間中から後継プロジェクトの詳細計画策定調査を実施するなどして準備を進めた結果、フェーズ1終了の翌日からフェーズ2が開始した。

フェーズ2を一言で言うと、フェーズ1により得られた成果、すなわち、法司法分野の人材及び組織の基礎的な能力の向上を踏まえて、実務における具体的な課題の解決に取り組む能力を向上させるというもので、具体的には、法務・司法機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の①法令の起草、②法令の運用・執行、③法学教育・法曹養成研修、継続的研修、④法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力の向上を目標とするプロジェクトであった。そして、フェーズ2では、同目標達成のために、民法典起草・民事経済法・刑事法・教育研修改善の各SWGが設置され、実施4機関だけでなくそれ以外の機関²からもメンバーが集まり、上記①から④の活動を実施した。

(2) フェーズ2の成果と課題

フェーズ2でも、各SWGは多数回に及ぶ会合や、リトリートと呼ばれる郊外合宿、アドバイザーグループの先生方とのテレビ会議、先生方をラオスにお招きして実施する現地セミナー、SWGメンバーが日本を訪問して研修を受ける本邦研修などの機会を積極的に利用し、ラオスだけでなく日本等諸外国の民法、民事経済分野の関連法（経済紛争解決法及び労働法）、刑事訴訟法、法曹養成制度の調査・研究を進め、民法典の起草、民法典の条文の趣旨や背景等を明らかにする「リサーチペーパー」の作成、民事経済分野や刑事分野の実務参考書である「経済紛争解決法ハンドブック」、「労働法ハンドブック」、「捜査段階Q&A集」、「捜査段階Q&A集（改訂版）」の作成、法学教育機関・法曹養成等研修機関（ラオス国立大学法学部、国立司法研修所（「National Institute of Justice」。以下「NIJ」という。）、各実務機関の研修所）における教育・研修カリキュラムの見直し及び改善、さらには、法学教育・法曹養成における模擬裁判や事実認定起案のための演習教材である「模擬事件記録教材（民事・刑事）」の作成を行い、これら

² 国民議会、外務省、工業商業省、治安維持省、ラオス弁護士会、労働社会福祉省等

の成果物を普及するための普及セミナー，模擬講義等を行った。



【フェーズ2の主な成果物】

フェーズ2では、フェーズ1の時と異なり終了時評価を行うための調査は実施されていない。もっとも、平成30年7月6日に実施されたフェーズ2における最終のJCCミーティングで、ラオス側及び日本側双方で、4年間の活動の振り返りを行った。各SWGの活動について、民法典起草活動は、平成29年5月に国会で審議されたものの再審議となったことから、フェーズ2の期間中に成立させることはできず³、これに伴い「リサーチペーパー」も完成させることができなかったものの、それ以外の活動は、単に上記のような各成果物が完成したことにとどまらず、その過程での調査・議論・執筆・普及作業等を通じて、各SWGのメンバー（ラオスの法務・司法機関、法学教育機関及びその所属職員・教員）の法令起草、法令執行・運用、法学教育・法曹養成等研修、法律の理解促進に取り組む各能力が高まったことが確認された。

その一方で、問題点として、大きく2点が指摘された。1つは、メンバーの参加率の問題で、もう1つは選定されたメンバー自体の適切性の問題であった。一つ目の問題は、フェーズ1の時から継続して言われたことであるが、一部のメンバーについては参加率が低く、その原因としてはメンバー自身のモチベーションが低い場合や所属機関の上司のプロジェクト活動に対する理解の低さなどが挙げられ、その結果、プロジェクト活動が停滞することもあったことが指摘された⁴。また、二つ目の問題は、例えば、民事経済法SWGが労働法ハンドブックを作成する際、労働法が実施機関の所管法令ではない(所

³ もっとも、フェーズ2期間中の平成30年6月18日、民法典草案が政府に再提出されている。この後、政府内での検討を経て、同年8月頃に国会に提出され、国会内の委員会での検討を行い、同年10月又は11月の本会議での協議を経て、本年度中に成立する見込み。

⁴ 一方で、フェーズ2では、出席率を向上させるために、各グループで出席簿制度を導入したり、出席率の悪いメンバーについては所属機関の上司にその点を報告して出席を促すなどの工夫もし、フェーズ1に比べて出席率はやや向上した。

管庁は労働社会福祉省) ことから、メンバーの大半が労働法に関する専門的知識や経験を有しておらず⁵、ハンドブックの内容が実務参考書として必ずしも十分とは言えないものとなったことや、さらには、刑事法SWGのメンバーの中に刑事訴訟法起草や改正に深く関与したメンバーがいなかったことから、フェーズ2のプロジェクト活動期間中の2017年に刑事訴訟法改正が行われた際、プロジェクト活動の中で明らかになった刑事訴訟法の立法上の問題点等の成果を実際の刑事訴訟法改正の際に活かすことができなかった(プロジェクト活動を通じた調査・研究により明らかとなった、不明瞭な内容の条文や実務の現状を必ずしも考慮していない条文などの様々な規定上の問題点を条文改正に反映させることができなかった。) ことなどが指摘された。

そして、このような問題点を踏まえて、今後に向けて、何点かの提言がなされた。まず、次期プロジェクト(本プロジェクト)との関係では、フェーズ1及びフェーズ2と異なり、1度選ばれたメンバーがプロジェクト期間中変わらずにメンバーとして活動するのではなく、活動内容や参加率や貢献度に応じて、メンバーの入れ替えやメンバー全ての交替(メンバーの選び直し)を行うことを考慮すべきことが提案された。また、プロジェクトの運営方法として、これまで同様に4機関及び関係機関が協働し、プロジェクト及びJICA本部並びにJICAラオス事務所等の関係機関と協力して活動に及んでいくことに加えて、プロジェクト活動で問題が生じた場合には、日本側とラオス側で情報共有をしつつも問題に対する最終判断はラオス側で行うこと⁶が提案された。

また、次期プロジェクトとは別に、フェーズ2の成果を今後もラオスの法司法界に波及させていくための方法(成果の持続性)も議論され、作成したハンドブック等の成果物を実務機関や教育研修機関で持続的に利用すること、教育研修のカリキュラム改善を継続的に行うこと、本邦研修やワークショップの参加者はこれらの機会に得た知見を参加していない者に伝えていくこと、実施4機関及び関係機関において、プロジェクト参加者(SWGメンバー)が組織内で活躍する場を設けること、プロジェクト参加者が日々の業務においてプロジェクトの成果の普及をより意識することなどが提案された。

そして、これらの提案はいずれも上記最終JCCミーティングにおいて、JCC全員の了解を得た上で、了承された。

⁵ この点を補うため、民事経済法SWGは、新たに労働社会福祉省や労働組合出身者をメンバーに迎え入れて活動を行った。

⁶ 発言者の意図を正確に確認したものではないが、例えば、出席率の問題等に端を発し、プロジェクト活動の進捗に遅れが生じたり、SWG内の雰囲気の問題が生じた場合などに、ラオス側及び日本側(プロジェクト)で密に情報共有して解決に向けた協議をしつつも最終的にはラオス側において結論を出すという意味と理解しており、ラオス側の本プロジェクトに対する高いオーナーシップの現れと評価している。



【フェーズ2の最終JCCミーティング時の写真】

3 本プロジェクトの形成過程と目指す目標と成果

(1) 本プロジェクトの形成過程

前述の問題点及びその対応策，成果の持続性に関する議論の状況等からも明らかなように，ラオス側のフェーズ2に対する評価も非常に高く，早い段階から，フェーズ2後のプロジェクト継続を望む声がラオス側から上がっていた。

平成28年8月にラオス政府から日本政府に対して本プロジェクトの正式な支援要請が行われ，この要請の際は採択留保となったものの，平成29年8月に再度支援要請が行われ，外務省は，平成29年10月までに平成30年度に実施する新規技術協力案件として本プロジェクトを採択した。

そして，これに基づき，平成29年末及び平成30年1月の2回にわたり，ラオス現地において本プロジェクトの詳細計画策定調査が実施され，平成30年3月末までに，JICAと実施4機関との間で，本プロジェクトの事業内容，実施体制及び日本側・ラオス側が講じる措置等から構成される合意議事録（「Record of Discussion」）が締結された。なお，本プロジェクトにおいてもフェーズ2の実施体制の枠組みを踏襲し，①関係4機関とJICAが協議してSWGメンバーを選定し，②SWGは，Liaison Unit（LU）の調整，Management Committee（MC）の管理，Joint Coordination Committee（JCC）の監督の下で活動を行い，③SWGは，民事法，刑事法，教育研修改善の各活動に応じて，3～4つのグループが設定されることとなった。

(2) 本プロジェクトの概要⁷（別紙1の「Project Design Matrix」参照）

本プロジェクトは，これまで8年間実施してきたフェーズ1及びフェーズ2の成果，

⁷ 法の支配発展促進プロジェクトの概要

実施期間	2018年7月～2023年7月（5年間）
実施機関	司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，ラオス国立大学
長期専門家	4名（検事，弁護士，業務調整）
日本側協力機関	法務省，日本弁護士連合会，アドバイザーグループ

すなわち、ラオスの法司法分野の中核人材（SWGメンバー）が蓄積した法的能力⁸をより高めた上でさらに、SWGメンバー以外の法司法分野の人材にも広めることを目的とするものである。より具体的に言うと、

ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることが目標とされた。

そして、この目標を達成するために、本プロジェクトでは、以下の3つの成果、すなわち

- ① 民法及び民事訴訟法に関する法理論の研究が行われ、その研究結果が取りまとめられると共に、それが法律実務家及び研究者に共有される
- ② 刑事法分野に関する法理論研究と実務上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成されるとともに、刑事手続を適切に運用するために活用され、実務家の法令等の理解が促進される
- ③ 法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用されることを目指すこととなった。

上記プロジェクト目標及び成果を具体的にどのような方法で達成するか、すなわち、プロジェクト活動の詳細は、現在、ラオス側とプロジェクトにおいて協議中である。



【本プロジェクトのRD締結時の写真】

⁸ 法令起草，法令執行・運用，法学教育，法曹養成等研修，法律の理解促進に関する能力

4 さいごに

最後に、本プロジェクト実施に当たり、専門家チーム⁹が現在考えていることを少しだけ述べたい。

これまでのラオスプロジェクト¹⁰は、法理論を踏まえた法学教育・研修の実施及び各実務の改善をするためにその前提となるラオスの法司法分野の人的・組織的能力の向上（基礎的能力から実務的能力の向上まで）を目標とし、法理論と実務を調査研究し、結果を「モデル教材」や「執務参考資料」等にまとめ、さらには教育現場で用いる「模擬事件記録教材」を作成してきた。このように、作成過程での議論等を通じた人材育成重視の活動を進めた結果、ラオス側が主体性をもってその能力を向上させ、ラオス側から日本側への信頼も高まったと考えている。

一方で、ラオス側の主体性を尊重した前述の活動を行ってきた結果、個々の活動のペースが緩やかとなり、SWGメンバーによる教材や執務参考資料等の作成に力点が置かれた結果、前記の通り、フェーズ2の最終JCCでも指摘されたが、プロジェクト成果物の質（内容）が必ずしも担保されず、プロジェクトにより獲得した成果をSWGメンバー以外にまで広く浸透させるまでにも至らなかったと言える¹¹。

そこで、専門家チームは、本プロジェクトでは、これまでのプロジェクトによりラオス側と強固な信頼関係が築かれたという前提に立ち、さらにラオスの法司法改革を促進するため、ラオス側の主体性を尊重しつつも、活動の有効性、効率性及び獲得した成果の広がり等を意識したプロジェクト運営を試みたいと考えている（別紙2の本プロジェクトのイメージ図参照）。

専門家チームは、本プロジェクト運営において、具体的に以下の3点についてこれまでのラオスプロジェクトにおける活動とは異なる新たな試みとして取り組みたいと考えており、現在、ラオス側と協議中である¹²。すなわち

- ① SWGのメンバー選定について、活動の有効性及び効率性の観点から、本プロジェクトでは、活動の内容及び期限を決め、その活動に適したSWGメンバーをその都度選定することにしたい¹³

⁹ 平成30年（2018年）7月11日現在。伊藤淳（検事。筆者）、入江克典（弁護士）、佐竹亮（弁護士）、川村仁（業務調整）の4名が専門家として活動。

¹⁰ フェーズ1及びフェーズ2を指す。

¹¹ 「世界を変える日本式『法づくり』途上国とともに歩む法整備支援」第3章「全ては人を育てるためにーラオス」144頁乃至183頁参照（独立行政法人国際協力機構，編集協力：株式会社文化工房，文藝春秋企画出版部）

¹² フェーズ2活動期間中の平成30年5月14日，同年6月27日のMC会議で協議し，その協議結果を踏まえて，同年7月6日の最終JCC会議でも協議した。

¹³ 例えば，民事法グループの活動について，開始から3年間（2018年7月から2021年7月）を登記登録制度の調査・研究，次の2年間（2021年7月から2023年7月）を判決執行に関する調査・研究とするなど決めて，それぞれの活動内容にふさわしいメンバーをその都度選定することなどを想定している。これに対し，刑事法グループや教育研究改善グループの活動については，詳細な活動内容が確定した段階で最終的に決まるものと認識しているが，これまでと同様に，同じメンバーで5年間活動を行っていくことも想定している。

- ② 各SWGの活動の比重（予算配分, SWGメンバー数, 専門家の配置等）について、これまでは基本的に平等とする建前であったが、本プロジェクトでは、活動の有効性及びインパクト等の観点を考慮し、必ずしもすべてのSWGの活動の比重を平等にするのではなく、活動内容や活動量に応じて差を設けることにしたい¹⁴
- ③ SWGの活動の連携について、活動成果の波及の観点から、これまで各SWGの活動の横のつながり（相互の連携）はあまり意識されていなかったが、本プロジェクトでは、プロジェクト活動の持続性の点からも、活動相互の連携を意識したい。例えば、民事法SWG及び刑事法SWGがそれぞれの活動でまとめた成果について、教育研修改善SWGがその活動（教育・研修）を通じて、法律実務家を目指す学生、修習生、法司法機関職員等に共有できるように3つのグループの活動が連携するようになりたい。また、同じ観点から、民事法SWG及び刑事法SWGも、それぞれの活動の成果を、カウンターパート機関及び関連機関の職員に共有するとともに、立法や実務改善に活かす観点から国会や関連機関に提言することを意識して活動するようになりたい

以上の3点について、専門家チームとしては、本プロジェクトの実施に当たり、ラオス側と十分に協議した上で取り組んでいきたいと考えている。

繰り返し述べてきたが、本プロジェクトは、フェーズ1及び2の活動を土台にして、その成果をより多くの人に広めていくというものである。このような非常に意義のある活動に取り組むことができるのは、これまでフェーズ1及びフェーズ2のプロジェクトにおいて真摯に取り組まれたラオス側の皆様、支援に協力してくださった日本側の関係機関・関係者の皆様のおかげである。ラオス側・日本側の強固な信頼関係の上に成り立つ本プロジェクトに関わることは重責であるが、後を託された現在の専門家チームもラオス側の皆様と協力し、信頼関係をさらに発展させ、これにより、文字通り、ラオスにおける法の支配の発展促進の一助となることができたら望外の幸せである。

¹⁴ 現時点では、民事法グループ及び教育研究改善グループの活動数及び量が、刑事法グループよりも多くなることが想定されている。

Project Design Matrix

Version 0
Dated 26, Jan, 2018

Project Title: The project for promoting development and strengthening of the rule of law in the legal sector of Lao P.D.R

Implementing Agency: Ministry of Justice, People's Supreme Court, Office of the Supreme People's Prosecutor and National University of Laos

Target Group: Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Office of the Supreme People's Prosecutor and National University of Laos

Period of Project: July 2018-July 2023 (5 years)

Project Site: Vientiane Capital and other areas in Lao.P.D.R.

Model Site: N/A

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks
<p>Overall Goal</p> <p>Development of legal theories, implementation and enforcement of laws based on the developed legal theories and improvement of laws and practices are sustainably carried out in legal and judicial institutions and also in educational institutions of legal and judicial sector, and legal practitioners and researchers of quality are continuously trained and produced effectively with collaboration among these institutions and organizations.</p> <p>ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関において、法理論研究、同理論に基づく運用・執行、法令・実務の改善が持続自発的に行われるとともに、機関相互の連携による効果的な人材育成が持続的に行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> Activities such as below are carried out in sustainable manner; Studies and discussions on legal theories Implementation and enforcement of laws based on the developed legal theories Improvement of laws and practices Development of teaching materials and instruction guidelines Implementation of TOTs using materials above <p>以下の活動が持続可能な方法で実施される</p> <ul style="list-style-type: none"> 法理論に関する研究と議論 研究された法理論に基づいた法律の運用と執行 法律と実務の改善 教材や指導要領の開発 上記の材料を用いたTOTの実施 <ul style="list-style-type: none"> Legal education and training for prospective legal professionals and continuous training are carried out based on the curriculum reviewed by the Project. 将来の法律実務家のための法学教育・研修、継続研修が、プロジェクトによるカリキュラム調査に基づいて実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> Interviews with Lao counterparts and JICA experts Teaching materials and instruction guidelines Curriculum used for legal education and training for prospective legal professionals and continuous training ラオス側カウンターパート機関とJICA 専門家に対するインタビュー 教材と指導要領 法学教育および将来の法曹実務家養成のための研修に使用されるカリキュラム 			
<p>Project Purpose</p> <p>The core human resources of legal and judicial sector acquire abilities to study legal theories, to implement and enforce basic laws based on legal theories and to improve laws and practices, share outcomes of the study with relevant officials of the sector and plan sustainable structures to continue these activities by themselves, and the trainers and lecturers of legal education and training sector acquire abilities to train legal practitioners of high quality.</p> <p>ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> More than 80% (including minimum 10% of women) of the SWG members acquire the ability to study legal theories of civil laws, to implement and to improve civil laws and practices. SWGメンバーの80%以上（女性の最低10%を含む）が、民法の法理論を研究し、民法および実務を執行し、改善する能力を取得する。 More than 80% (including minimum 10% of women) of the SWG members acquire the ability to study legal theories of criminal laws, to implement and to improve criminal laws. SWGメンバーの80%以上（女性の最低10%を含む）が、刑事法の理論を研究し、執行し、改善する能力を習得する。 Plan for sustainable structures to continue activities by themselves is clarified. 継続的活動を可能とする持続的体制のための計画を明らかにする。 More than 80% (including minimum 10% of women) of the SWG members acquire the ability to train legal practitioners of high quality. SWGメンバーの80%以上（女性の最低10%を含む）が、質の高い法律実務家を育成するための能力を獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> Attendance rate of the SWGs members for SWGs activities Annual Questionnaires for the SWGs members on SWGs activities Interviews with Lao counterparts and JICA experts Record of discussions on the activities of the SWGs Plan for sustainable structures to continue activities by themselves Questionnaires for students and trainees for legal education and trainings Monitoring Sheet of the Project SWGメンバーの活動への出席率 SWGの活動に関する年次アンケート ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー SWGの活動に関する議事録 自立した持続可能な活動を可能とする体制づくりの計画 法学教育及び法曹養成教育を受けた学生及び研修生に対するアンケート プロジェクトのモニタリングシート 	<p>No big changes made on roles of each counterpart organizations</p> <p>各カウンターパート機関の役割に大きな変更がない。</p>		
<p>Outputs</p> <p>[Output1] Researches on legal theories concerning civil laws and the civil procedure law are conducted by the Sub Working Group (SWG) on Civil Laws, results of the researches are compiled to documents and materials, and those results are shared among legal practitioners and researchers.</p> <p>民法及び民事訴訟法に関する法理論の研究が行われ、その研究結果が取りまとめられるとともに、それが法律実務家及び研究者に共有される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 Documents such as below are newly compiled or revised; Research Paper on the new Civil Code Case studies on civil laws Reference materials on civil laws <p>1-1 以下のような冊子を新しく作成または改訂する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新民法に関するリサーチペーパー 民法に関する事例集 民法に関する執務参考資料 <p>1-2 Documents mentioned in the above 1-1 are distributed for use to all the relevant institutions of both central and all the zones (Khet) level.</p> <p>1-2 上記1-1に記載された冊子は、中央および地区（ケット）の関連機関すべてに対し、利用のために配布される</p>	<ul style="list-style-type: none"> Documents made on civil laws by the Project Record of the activities of the Project Recommendations for development or improvement of laws and procedures Interviews with Lao counterparts and JICA experts Monitoring Sheet of the Project プロジェクトにより作成された民法に関する資料 プロジェクト活動の記録 法律・手続の整備・改善に関する提言 ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー プロジェクトのモニタリングシート 			

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks
	<p>1-3 Seminars on the new Civil Code and seminars on reference materials on civil laws are organized and minimum 300 of judges and assistant judges, 300 of prosecutors and assistant prosecutors and 100 of lawyers (including minimum 10% of women) are participated in those seminars.</p> <p>1-3 新民法に関するセミナーと民法の執務参考資料に関するセミナーが開催され、これらのセミナーに最低300名の裁判官と裁判官補、300名の検察官と検察官補、100名の弁護士（最低10%の女性を含む）が参加する。</p> <p>1-4 At least 1 recommendation is made for development or improvement of laws and procedures.</p> <p>1-4 法改正および手続改善のために少なくとも1回の提言が行われる。</p>				
<p>[Output 2] Researches on legal theories and analysis on practical issues concerning the criminal laws are conducted, and reference materials based on the researches and analysis are prepared and utilized for proper implementation of criminal procedure and for enhancement of understanding of the laws by practitioners.</p> <p>刑事法分野法理論研究と実務上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成されるとともに、刑事手続を適切に運用するために活用され、実務家の法令等の理解が促進される</p>	<p>2-1 Document below is compiled; - Reference materials on the Criminal Procedure Law</p> <p>2-1 以下の冊子が作成される。 - 刑事訴訟法に関する執務参考資料</p> <p>2-2 Documents mentioned in the above 2-1 are distributed for use to all the relevant institutions of both central and all the zones (Khet) level.</p> <p>2-2 上記2-1に記載された冊子は、中央および地区（ケット）の関連機関すべてに対し、利用のために配布される</p> <p>2-3 seminars are organized to disseminate the results of activities of SWG on Criminal Law and minimum 300 of judges and assistant judges, 300 of prosecutors and assistant prosecutors and 100 of lawyers (including minimum 10% of women) are participated in those seminars.</p> <p>2-3 刑事法SWGの活動結果を普及するためのセミナーが開催され、最低300名の裁判官と裁判官補、300名の検察官と検察官補、100名の弁護士（最低10%の女性を含む）がそのセミナーに参加する。</p> <p>2-4 At least 1 recommendation is made to improve procedure and practice related to criminal laws.</p> <p>2-4 刑事法に関する実務及び手続を改善するために少なくとも1回の提言が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Reference materials on the Criminal Procedure Law • Record of the activities of the Project • Recommendations for development or improvement of laws and procedures • Interviews with Lao counterparts and JICA experts • Monitoring Sheet of the Project • 刑事訴訟法に関する執務参考資料 • プロジェクト活動の記録 • 法律・手続の整備・改善に関する提言 • ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー • プロジェクトのモニタリングシート 			
<p>[Output 3] Legal education, training for prospective legal professionals and continuous training are properly coordinated to develop consistent curricula, effective teaching materials and teaching methods are developed and utilized.</p> <p>法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用される。</p>	<p>3-1 More than 1 teaching material and instruction guideline are newly developed by the SWG for Improvement of Education/Training and used in institutions of legal education, training for prospective legal professionals and continuous training.</p> <p>3-1 教育改善SWGが教材と指導要領を1つ以上開発し、法学教育、継続教育機関で使用される。</p> <p>3-2 Materials developed by the SWG of Civil Laws and of the Criminal Law are modified to be used as teaching materials in the legal educational and training institutions.</p> <p>3-2 民事法SWGおよび刑事法SWGによって作成された資料が、法学教育、法曹養成教育の教材として使用するために修正される。</p> <p>3-3 TOTs on the materials developed by the SWGs of the Project are organized for the relevant legal educational counterparts and minimum 50 % of the lecturers and the trainers (including minimum 10% of women) are participated in the TOTs.</p> <p>3-3 本プロジェクトの各SWGが開発した資料に基づくTOTが、関係する法学教育のカウンターパートのために実施され、教師及び講師の50%以上が同TOTに参加する（最低10%の女性を含む）。</p> <p>3-4 Review of the curriculum of all the relevant legal educational counterparts is conducted annually.</p> <p>3-4 すべての関係する法学教育のカウンターパートのカリキュラムの見直し毎年行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Teaching materials and instruction guidelines • Curriculum used for legal education and training for prospective legal professionals and continuous training • Record of the activities of the Project • Interviews with Lao counterparts and JICA experts • Monitoring Sheet of the Project • 教材と指導要領 • 法学教育および将来の法曹実務家養成のための研修に使用されるカリキュラム • プロジェクト活動の記録 • ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー • プロジェクトのモニタリングシート 			

Activities	Inputs		Important Assumption
	The Japanese Side	The Laos Side	
<p>1-1) SWG on Civil Laws finalizes a draft of the new Civil Code by making necessary corrections after Diet deliberation. SWG on Civil Laws finalizes Research Papers on the new Civil Code.</p> <p>民事法SWGが、民法草案の国会審議を踏まえて、必要な法案修正を行い最終化する。成立後の民法典についてリサーチペーパーを作成する。</p> <p>1-2) SWG on the Civil Code studies legal theories mainly on issues raised in drafting process of the new Civil Code, such as the major principles and their exceptions, the coverage of each provision, consistent explanation among provisions and application examples of the provisions. SWG on Civil Laws prepares necessary reference materials based on the results for understanding and implementation of the new Civil Code, or revises the reference materials developed in the previous phases of the Project.</p> <p>民事法SWGが、民法典起草において抽出された論点を中心に、新民法典の趣旨、主要な原理とその例外、各規程の適用範囲と条文相互の整合的な解釈、適用事例を研究する。研究結果を踏まえて、新民法典の理解・運用に必要な参考資料を作成し、あるいは、これまでのプロジェクトで作成した参考資料を改訂する。</p> <p>1-3) Seminars and lectures on the new Civil Code are conducted mainly for legal practitioners, utilizing reference materials newly created and revised, and results of the studies conducted during drafting and preparation of reference materials.</p> <p>これまで作成された参考資料や新たに作成・改定される参考資料、及び民法草案作成やこれらの参考資料作成過程における研究結果を活用しつつ、主に実務家を対象として新民法典に関するセミナーや講義を行う。</p> <p>1-4) SWG on Civil Laws conducts researches on current situation of implementation and enforcement of laws in civil sector, issues necessary for ensuring effectiveness and consistency among laws.</p> <p>民事法SWGが、民事法に関する運用や執行状況、法令間の整合性確保、実効性確保等のために必要な項目を調査する。</p> <p>1-5) Based on the results of 1-4, SWG on Civil Laws (1) prepares reference materials for issues which can be handled by explanation of the existing laws, and (2) makes recommendations for issues which require amendments of laws and development or improvement of laws and procedures.</p> <p>民事法SWGが、1-4結果をもとに、①現行法の運用で対応可能なものについて執務参考資料を作成し、②法改正や関連法制度の整備・改善に向けた提言をとりまとめる。</p> <p>1-6) SWG on Civil Laws considers to build structure for sustainable implementation of the project activities.</p> <p>民事法SWGが、プロジェクト活動が持続的に実施される体制について検討する。</p> <p>2-1) SWG on Criminal Laws analyzes and studies legal theories and practices, and prepares reference materials that contribute to due criminal procedures.</p> <p>刑事法SWGが、法理論及び実務を分析・研究し、適正な刑事手続きに資する執務参考資料を作成する。</p> <p>2-2) Using the reference materials developed in the previous phases of the Project and the activities in 2-1, SWG on Criminal Laws conducts seminars and lectures in collaboration with relevant organizations such as investigative agencies and the Lao Bar Association.</p> <p>刑事法SWGが、これまでのプロジェクトおよび2-1で作成した執務参考資料を活用して、捜査機関や弁護士会等の関係機関とも協力しつつ、セミナーや講義を行う。</p>	<p>(1) Long-term Experts</p> <p>(2) Short-term Experts</p> <p>(3) Trainings in Japan</p> <p>(4) Project activity cost</p> <p>(5) Advisory group(s)</p>	<p>(1) Counterpart Personnel - Project Director - Project Manager - Members of the SWG</p> <p>1) Civil Laws 2) Criminal Laws 3) Improvement of Education/Training</p> <p>(1) CP 機関 - プロジェクトディレクター - プロジェクトマネージャ - SWGのメンバー</p> <p>1) 民事法 2) 刑事法 3) 教育研修改善</p> <p>(2) Facilities and Equipment - Place for workshops and seminars - Project Office for Long-term Experts and their assistants</p> <p>(2) 施設および設備 - ワークショップやセミナーの場 - 長期専門家及びそのアシスタントのためのプロジェクトオフィス</p> <p>(3) Local Cost - Costs of custom clearance, domestic transportation, storage and installation for equipment provided by JICA - Maintenance costs for facility and equipment</p> <p>(3) 現地コスト - JICAが提供する設備の通関、国内輸送、保管、設置費用 - 施設および設備のメンテナンス費用</p>	<p>• There will not be wholesale personnel change.</p> <p>• Appropriate workload adjustment is made for Working Group members.</p> <p>• 大規模な人事異動がない</p> <p>• ワーキンググループメンバーに対し過度の作業負担がかからないよう調整される（業務負担が適正である。）。</p>

Activities	Inputs		Important Assumption
	The Japanese Side	The Laos Side	
<p>2-3) To improve the legal system and practical problems arised through preparations of reference materials and dissemination seminars, SWG on Criminal Laws make action plans of the SWG and recommendations to the relevant organizations.</p> <p>刑事法SWGが、これまでの執務参考資料作成および普及活動を通して抽出した法制度及び実務上の問題点を改善するため、刑事法SWGの活動計画や関係機関への提言を取りまとめる。</p> <p>2-4) SWG on Criminal Laws shares the results of 2-3 with the relevant organizations and implements the action plans of the SWG.</p> <p>刑事法SWGが、2-3の結果について、関係機関と共有し、刑事法SWGの活動計画を実行する。</p> <p>2-5) SWG on Criminal Laws considers to build structure for sustainable implementation of the project activities</p> <p>刑事法SWGが、プロジェクト活動が持続的に実施される体制について検討する。</p> <p>3-1) SWG for Improvement of Education/ Training conducts researches on current state of curriculum and education/training activities while considering collaboration and division of roles among legal education, training for prospective legal professionals and continuous training, and clarifies the purpose of each subject and points to be improved.</p> <p>教育・研修改善SWGが、法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修の連携と役割分担に配慮しながら、カリキュラムと教育・研修活動の現状を調査し、各科目の目的を明らかにするとともに、改善点を抽出する。</p> <p>3-2) Based on the results of 3-1, SWG for Improvement of Education/Training develops effective model teaching materials, in collaboration with activities of SWG on Civil Laws and SWG on Criminal Laws, based on researches on legal theories and analysis of practices.</p> <p>教育研修改善SWGが、3-1の結果を踏まえ、民事法SWG、刑事法SWGの活動と連携しつつ、法理論の研究と実務の分析を踏まえた効果的なモデル教材を作成する。</p> <p>3-3) SWG for Improvement of Education/ Training prepares instruction guidelines for the model teaching materials developed in 3-2.</p> <p>教育研修改善SWGが、3-2で作成された教材について、指導要領を作成する。</p> <p>3-4) SWG for Improvement of Education/ Training distributes the teaching materials and instruction guidelines developed by the SWG to the relevant organizations including the local ones, and conducts TOT based on the teaching materials.</p> <p>教育研修改善SWGが、作成した教材や指導要領を、地方を含めた関係機関に配布し、同教材等に基づきTOTを行う。</p> <p>3-5) Based on the activities from 3-1 to 3-4, the curriculum of each educational institution is reviewed annually and is amended as necessary.</p> <p>(各教育機関において) 教育研修改善SWGの3-1～3-4までの活動を踏まえ、毎年、各教育機関のカリキュラムの見直しが行なわれ、必要に応じて改善が図られる。</p> <p>3-6) SWG for Improvement of Education/ Training considers to build structure for sustainable implementation of the project activities.</p> <p>プロジェクト活動が持続的に実施される体制を教育・研修改善SWGが検討する。</p>			<p>Pre-Conditions</p> <ul style="list-style-type: none"> Competent members of each SWG are selected and actively participate in the Project activities. 有能なメンバーが、各 SWG に選出され、プロジェクト活動に積極的に参加する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><Issues and countermeasures></p>

